都島区インバウンド向け多言語ガイドマップ
制作等業務委託募集要項（公募型プロポーザル）

令和７年１月

大阪市

1　事業名称

都島区インバウンド向け多言語ガイドマップ制作等業務委託

2　事業内容に関する事項

（1）事業目的

２０２５年４月開幕の大阪・関西万博には、国内外から多くの来訪者が予想されることから、複数の鉄道路線が結節し、大阪の東の玄関口である京橋においても、来訪者の増加が期待できる。

この機会をとらえ、海外からの旅行者等を誘客し、地域産業の活性化につなげることを目的として、魅力ある京橋周辺の観光施設や商店街等を紹介するガイドマップを制作する。

なお、制作されたガイドマップは、京橋周辺の鉄道駅や宿泊施設、観光スポットを始め海外からの旅行者等に手に取ってもらえるよう各施設等に設置することとし、これを見て、商店街等への誘客を図るものである。

（2）業務内容

別紙仕様書のとおり

（3）事業経費（契約上限額）

金 3,000,000 円（消費税等の額を含む）

（4）契約期間

契約締結日から令和 7 年 10 月 13 日まで（マップ制作は令和 7 年 6 月 28 日まで）

（5）費用分担

受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。

3　契約に関する事項

（1）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

また、発注者は契約締結後においても受注者が本プロポーザルにおける失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

（2）契約書案

別紙「業務委託契約書（成果物型)」参照

（3）契約保証金

契約保証金　免除

保証人　不要

（4）委託料の支払い

発注者の検査を経て、経費を確定した後、受注者の請求に基づき支払うこととする。

（5）再委託について

ア　受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

イ　受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ　受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ　地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又はプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ　受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にするとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（成果物型）第 44 条の 2 に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

（6）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4　公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザル参加申出時において、次に掲げる条件の全てに該当し、大阪市都島区長（以下、「区長」という。）がその資格を認めた者は、本案件についての公募型プロポーザルに参加することができる。

（1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）令和４・５・６年度本市入札参加有資格者名簿（委託　04 映画等制作・広告・催事、印刷　02 広告代行　01 総合広告代行、かつ 04 映画等制作・広告・催事、印刷　04 印刷・デザイン　01 デザイン企画印刷）に登録されていること。

（3）大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

（4）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

（5）宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

（６）公共の福祉に反する活動をしていないこと。

（７）上記（１）から（６）の条件を満たす団体同士の共同体での申請は、以下の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。

ア　全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる団体とすること。

イ　参加申出書類提出後、代表者及び共同体を構成する団体（構成員）の変更は認めない。

ウ　代表者とならない団体にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

エ　参加申出書類提出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの団体の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

オ　単独で応募した団体は、共同体の構成員となることはできない。

カ　各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

5　スケジュール

・　公募開始	令和７年１月 22 日（水曜日）
・　質問受付締切	令和７年１月 29 日（水曜日）
・　質問に対する回答	令和７年２月７日（金曜日）
・　参加申出関係書類の提出期限	令和７年２月 14 日（金曜日）
・　参加資格決定通知	令和７年２月 21 日（金曜日）
・　企画提案書の提出期限	令和７年３月 13 日（木曜日）
・　選定委員会開催	令和７年３月下旬（予定）
・　選定結果通知	令和７年４月上旬（予定）

6　応募手続き等に関する事項

（１）質問の受付

ア　質問の受付は、公募開始から令和７年１月 29 日（水曜日）午後５時 30 分までとする。締切り以降の質問については受け付けない。

イ　提出方法は、別紙【様式１】に記載し、メールアドレス：tb0010@city.osaka.lg.jp まで電子メールにより提出すること。質問メール送信の後、区役所担当者まで電話し、受信の確認を行うこと（電話番号 06－6882－9914　区役所担当　三井、細谷）。なお、添付ファイルが 10MB を超えるとメールを受け取ることができないため、留意すること。

ウ　質問の回答は、令和７年２月７日（金曜日）に本市ホームページに掲載する。なお、質問がない場合は掲載しない。

また、ホームページに掲載した回答に対する再質問は受け付けないものとする。

（２）参加申出手続き

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下、「申出者」という。）は、令和７年２月７日（金曜日）から令和７年２月 14 日（金曜日）までの土曜・日曜・祝日を除く、午前９時～12 時、午後１時～５時 30 分の間に次の書類を「８（２）提出先」まで持参すること。

持参のほか郵送による提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等に

よること（令和 7 年 2 月 14 日（金曜日）午後 5 時 30 分までに必着）。

なお、電子メール、FAX での提出は不可とし、受付後の提出書類の撤回、取消し、変更並びに返却はできない。

ア　公募型プロポーザル参加申出書兼誓約書【様式２】

イ　事業概要(団体の業務内容がわかるもの。様式自由)

ウ　誓約書【様式３】

エ　委任状（共同体で申請する場合のみ）【様式４】

オ　協定書（共同体で申請する場合のみ。様式自由）

参加申出書の提出後に参加を取りやめる場合は、区役所担当者に連絡のうえ参加辞退届（様式自由）を提出すること。

（３）参加資格決定の通知

本市による審査の結果、参加資格があると認められた申出者（以下、「参加者」という。）に対しては、電話連絡のうえ、令和 7 年 2 月 21 日（金曜日）付で電子メールにて参加資格決定通知書を交付する。参加資格が認められなかった申出者に対しては、その理由を付した通知書を電子メールにて交付する。

（４）企画提案書の提出

ア　提出できる企画提案書は１つとする。

イ　企画提案書は、次の内容を踏まえ作成すること。

「都島区インバウンド向け多言語ガイドマップ制作等業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）の業務内容に即した企画提案を行うこと。

参考として、過去に制作したマップの概要等を掲載してもよい。

ウ　経費内訳書

経費内訳書は積算内訳を詳細に記載し、積算の妥当性が分かるようにすること。

エ　企画提案書は、上記イ、ウを合わせてＡ４判 10 ページまでとし、様式は自由とする。なお別途、本業務委託で制作する「インバウンド向け多言語ガイドマップ」のモックアップの添付を可能とし、添付可能なモックアップは１つとする。

オ　提出部数は紙ベースで８部（正１部、副１部、マスキング６部）とし、別途マスキングしたものの PDF データも提出すること。

※マスキングについては、申請団体の商号又は名称（略称を含む）、同団体の所在地、電話番号及びＦＡＸ番号、代表者氏名（副代表や理事長、副理事長など当該団体の代表者たる立場を有する者の氏名を含む）等をマスキングし、事業者名が推定できないようにすること。

カ　企画提案書の受付期間は令和 7 年 2 月 21 日（金曜日）から令和 7 年 3 月 13 日（木曜日）までの土曜・日曜・祝日を除く、午前 9 時～12 時、午後 1 時～ 5 時 30 分の間とし、提出場所「８（２）提出先」まで持参すること。

提出時に区役所担当者が提出書類の確認を行うので、事前に提出日時を連絡すること。

マスキングしたものの PDF データについては、電子メールで提出すること。

また、件名を「【企画提案書】インバウンド向け多言語ガイドマップ（事業者名）」とし、送付後に電話確認を行うこと。

なお、添付ファイルが 10MB を超えるとメールを受け取ることができないため留意すること。

7　選定に関する事項

（１）選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に、公平かつ客観的な審査を行うものとする。

（配点設定）※選定委員会の各委員の評価点は 100 点満点とし、配点は以下のとおり

業務の理解度	当該事業の実施目的並びに業務内容の理解度	10 点
遂行力	確実に遂行できる組織体制・運営基盤があるか	10 点
効果性	事業の目的に沿った効果的な内容であるか 掲載施設や配架先の提案を含め、誘客に係る効果的な工夫がなされているか	30 点
独創性	効果的に誘客できるよう、掲載施設や配架先の提案を含め、独自性のある手法が提案されているか（誘客インセンティブの提案を含む）	30 点
積算の妥当性	費用積算根拠の妥当性	10 点
類似業務の実績	過去に類似業務の実績があり、必要な実績・ノウハウを持っているか	10 点
計		100 点

（２）選定方法

ア　本企画提案の審査については、参加者の名称等が特定できない企画提案書を用いて、外部の学識経験者等有識者により構成される「都島区インバウンド向け多言語ガイドマップ制作等業務委託業者選定委員会」を開催し、プレゼンテーションと質疑応答を実施のうえ、最優秀提案を選定する。

イ　選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ　選定委員会の日時は、事前に参加者へ連絡する。

エ　審査の結果、評価点が最も高い参加者が複数ある場合は、「（１）選定基準」に記載している評価項目「効果性」の得点が高い方を最優秀提案者とする。

オ　評価点の合計が基準点（平均 60 点）に満たなかった場合は、評価点が最も高い事業者であっても、その事業者の提案は採用しないものとする。

カ　審査は非公開とし、審査内容に関する問合せについては、一切回答しない。

（３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ　他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ　事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること

エ　提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ　その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

（４）選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

なお、選定結果の通知を受けた参加者は、その審査結果について疑義があるときは、書面

を「８（２）提出先」に提出することにより、審査結果の内容についての説明を求めることができる。

８　その他

（１）提案に要する費用、条件等

ア　申出書類、企画提案書の作成や提出等、当公募型プロポーザルにかかる費用は、応募する者の負担とする。

イ　採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第３号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ　すべての提出物は返却しない。

エ　提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）

オ　参加申出書、企画提案書等について、提出期限後の提出、差し替え等は認めない。
（ただし、発注者が補正等を求める場合を除く。）

カ　参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

キ　本委託業務の履行にあたっては、仕様内容を遵守し、提案内容については発注者と調整した上で、誠実に履行すること。

ク　本案件に関する予算は、現在、令和７年度大阪市一般会計予算要求をしている段階であり、大阪市会において案件に係る予算案が可決・成立しない場合は契約を締結しない。
なお、予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受託予定事業者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しない。

（２）提出先、問合せ先

〒534-8501　大阪市都島区中野町２丁目 16 番 20 号
都島区役所総務課（政策企画）　担当：三井、細谷
電話番号：06-6882-9914　　電子メールアドレス：tb0010@city.osaka.lg.jp